

東日本大震災に伴う複合的大災害に関する緊急要請書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれによる大津波は、東京電力福島第一原子力発電所の重大事故を誘発し、まさに歴史上類を見ない複合的大災害に至ったところである。

この未曾有の大災害は、東北から関東にかけての太平洋沿岸市町村を中心に極めて甚大な被害をもたらし、茨城県においても、家屋の倒壊・喪失、道路・鉄道・港湾施設の損壊など、被災状況は深刻なものとなった。県内各市町村では、電気・水道・ガスなどのライフラインの寸断、燃料や生活物資の不足なども加わり、県民生活は大きな混乱に陥り、未だ完全復旧には至っていない状況にある。特に、太平洋沿岸に位置する市町村においては、大津波や地盤の液状化現象によって一層深い傷跡が残されたままの状態となっている。

さらに、これらの被害に加え、原発事故史上最悪に並ぶレベル 7 にまで引き上げられた放射性物質の拡散と投棄は、大気や海洋、そして水源・土壌を汚染して、水道水の乳幼児への飲用制限、農作物や原乳の出荷制限、水産物の漁と出荷の自粛等々、既に本県の農畜産業及び水産業に破壊的な被害を与えているところである。

また、これに伴う風評は、その被害をさらに増幅させ、その影響はもはや農畜産業や水産業にとどまらず、観光や医療・福祉はもとより工業製品に至るまであらゆる産業に及んでおり、県民生活の基盤が失われていくというまさに危機的な状態にあると言わざるを得ない。県経済そのものの破綻という事態さえも心底より危惧されるところである。

今般の複合的大災害による県内の被害は、既に各自治体で対応できる災害対策の限界をはるかに超えたものとなっている。

よって、政府においては、国が前面に立って、国の責任において早期に市町村の復旧・復興と県民生活の再建を図るため、下記の緊急的事項について、早急に対策を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 被災した道路・鉄道，橋梁，港湾等，緊急的措置も含めた早急な財政支援によって，これら公共的建造物の早期復旧を図ること
- 2 放射性物質の環境汚染に起因する出荷制限・出荷自粛等，農畜産物や水産物の被害に対する迅速かつ十分な損失補償及び経済支援並びに風評被害防止対策の徹底を図ること
- 3 その他，県民生活の早期再建に向けた各種補助・支援制度の充実を図ること

平成 23 年 4 月 2 1 日

茨城県市議会議長会
茨城県町村議会議長会